

社団法人 町田法人会報



表紙・萌える大樹（北欧にて）三橋 国民氏 画

平成4年. 3月.No. **38**



ご 挨拶

社団法人町田法人会 会長 石 井 儀 一

会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

会員の皆様を始め町田税務署幹部の方々並びに税理士会町田支部の諸先生方のご指導と役員各位のご協力をもちまして大過なく新年を迎える事が出来ましたことを厚くお礼を申し上げます。

さて当法人会の昨年を振り返って見ますと、町田法人会創立四十周年記念事業を始めとし「税を知る週間行事」の一環として開催致しました公開講演会も多数の会員さん方のご聴講を頂き盛況裡に打ち上げる事が出来ました。

又十一月町田税務署の納税表彰式には十二名中当法人会より五名の栄ある受彰を頂いた事は当会にとり大変ありがたく、会運営の大きな励みとなるものでございます。

又十月、十一月には東法連傘下四七七法人会が一斉に行った会員増強月間には、今までにない気合の入った取り組み方で、十月一日に「会員増強決起大会」を開催し力強いスタートを切り、会のあらゆる組織を上げて精力的に大運動を展開致しましたところ、会員諸氏の温かいご理解を頂き見事会員数四千社の大目標を突破し、4,005社の「良き仲間」を増す事が出来ました。これも一重に理事はもとよりの事、十八地区会の役員さん方のご努力と、蔭にあってご支援を頂いた臼井署長さんを始めとする幹部の方々並びに税理士会町田支部の諸先生方のお力添えの賜物と厚くお礼を申し上げます。又今回の増強運動には今迄にはなかった、法人会の福利厚生事業の推進

にお手伝いを頂いておる「経営者大型総合保障」の大同生命保険相互会社様職員の方々のご協力は特筆するに値いあるものと誌上を借り厚くお礼を申し上げます。

さて目下新年度事業活動の諸計画を種々検討立案中ですが、法人会として当然遂行しなければならない関連事業はもとよりの事でございますが、4,000社を越える会員の付託に応えるべく、会のあらゆる組織を通じて取り組んで行く所存でございます。特に市内十八の地区に細分割された地区会は会員と密着した事業展開を図って行きたいと思っております。会員企業の皆様に少しでもお役に立ちます様、役員と会員が一体となって取り組める様な事を考えて行きたいと思っております。

又本来の税務研修を始めとする各般に互つてのセミナー等々、云って見れば研修倍增運動を展開し、会員と役員が混然一体となり地区の活生化が図られれば誠に有難たい事と思っております。その都度ご案内申し上げますが万障お繰り合せの上多数の方がご参加下さいます様心からお願い申し上げます。

又諸事業の遂行、或は当会運営に当りましては、税務ご当局の絶大なるご指導並びに税理士会町田支部の諸先生方のお力添えを衷心よりお願い申し上げます。

終りになりましたが会員企業のご事業の益々のご発展と皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。



ご 挨拶

町田税務署長 臼 井 清

社団法人町田法人会の皆様方には、益々ご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

皆様には平素から税務行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成四年を迎え、早や2か月が過ぎましたが、昨年は石井会長をはじめ役員の方々のご尽力により、「改正消費税説明会」・「公開講演会」をはじめとする会員の皆様の要望に即した各種の研修会・講演会等の事業活動を積極的に展開され、例年にない盛り上がりを見せた1年でした。

特に、貴会の基本理念である「良き経営者をめざす者の団体」として幅広い事業を通じた適正な申告と正しい税知識の普及はもとより、企業の健全な発展のための情報交換の場としての役割を十分に発揮しておられ、大変心強く感じている次第です。

また、組織の拡大と充実に向けて総力をあげて取り組まれた会員増強運動は、会員数4,000社突破という大きな成果を挙げられ、創立40周年・社団化10周年を迎えられた節目の年に相応しい飛躍を遂げられましたことを心からお祝い申し上げます。

私どもの職場におきまして、昨年は税務署創設以来の一大機構改革が実施され、従来の税目別の組織編成から個人課税部門・法人課税部門というように、納税者別の組織に改編されました。

お陰様で半年を経過した現在、特に混乱も

なく、もうひとつの改革の主旨であります広報・相談体制の整備を含め、順調に定着しているものと考えております。

ところで、最近の我が国の経済情勢は、住宅投資の減退、株式市場の低迷、設備投資の鈍化などに象徴されるようにバブル崩壊の後遺症が続いており、景気の減速化が進んでいる中で、国の財政基盤である税収の落ち込みが懸念されております。

税制面では、昨年の消費税の一部改正、地価税の創設及び土地譲渡益課税の強化に加え、法人特別税の創設、欠損金の繰り戻しによる還付の2年間不適用などが折り込まれた平成4年度税制改正法案が現在国会に提出されており、企業にとって一段と厳しい納税環境が今後予想されます。

私ども税務行政に携わるものとしましては、このような現状を認識したうえで、適正・公平な課税の実現と国民の皆様から真に信頼される税務行政の確立に向けて一層の努力をしてまいり所存でございますが、税に対する良き理解者である法人会の皆様方には、従来にも増してお力添えを賜り、又ご意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

終わりに当たりまして、町田法人会の益々のご発展と会員の皆様、並びにご家族の方々にとって益々ご健康で実りの多い年でありませう心から祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

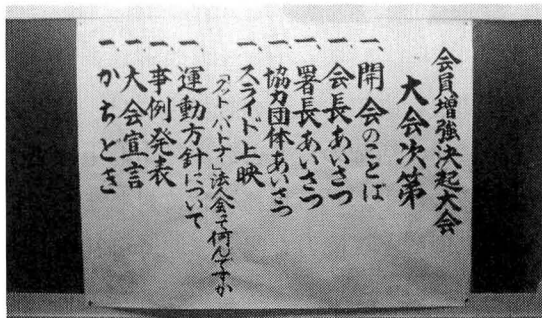
ありがとう

会員数

4,000社達成！

すでにご存じのとおり、平成3年度の会員増強運動において当会は会員数4,000社を達成しました。

会報では、この月間中の諸活動を写真で追ってみました。



青年部会役員の若い活力をかりて…。
増強目標に向け、かちどきの音頭を取る。
（中左）

会員増強の心得。事例発表は、成瀬地区の八木支部長。(中右)

町田市民ホールでは、組織を担当する役員により、会員増強の中間報告会が行われた。(下左)



目	
ご挨拶（会長・署長）	2
ありがとう！会員増強4,000社達成 （会員増強月間運動中の活動報告）	4
平成3年度納税表彰	6
税を知る週間行事 （会員表彰・公開講演会報告）	7
法人税問答シリーズ	8

次	
部会だより	11
委員会からのお知らせ	14
我が地区会 (小川・つくし野、相原地区会)	17
借地借家法の成立	18
短歌・俳句欄	20
事務局だより・奥付	21

平成3年度会員増強 特別運動の報告

会員増強特別委員長 加藤 史朗

毎年10～11月の2ヶ月間に渡り、会員増強運動特別月間を設け、全国的な規模で増強活動が行われているわけですが、今回増強に当たられた方々の御努力は特筆すべき点が多々有り、頭の下がる思いであります。この誌面をお借り致しまして厚くお礼申し上げます。

今年度は、商法改正等の特殊な事情があり、例年を上回る相当数の増強が必要な年でありました。そのため10月に増強運動決起大会を実施し、続く11月には、各地区会の組織委員に集まっていただき、初めて中間報告会を行いました。両大会等では、皆様誠にご多忙にもかかわらず多数出席していただき、増強のムードを高めて4,000社の大台を突破することが出来ました。これは、御自身の仕事以上に会員加入推進に邁進した結果であろうと思います。

新しい会員を迎えると云う事は、我々の後

写真は、「ありがとう！4,000社達成報告会」会場風景。



目標達成宣言を代読する加藤増強委員長。

継ぎが出来たようなもので、どうしても法人会存続の為には最も必要かつ重要な事と確信しております。

ただ今後は益々内容の充実というものが問われてくるものと予想されます。現在の組織力を有効に活用し、活力のある、魅力のある町田法人会をより強固にする為、各委員会、地区会、一丸となってよりよい中身の濃い会を作り上げ、そして今後も東法連傘下の中でも屈指の組織力を誇る会になるよう努めてゆきたいと思いますので、会員皆様のご協力の程宜しくお願い致します。



岩沢監査役は、増強委員会発足当時委員長を務めた。

平成3年度納税表彰式挙行される

～ 法人会より5名の方々が受賞 ～

平成3年度町田税務署納税表彰式が、平成3年11月14日午後2時よりホテル ザ・エルシイ町田にて挙行され、臼井署長から表彰状と感謝状がそれぞれ授与されました。

当会の受賞者は次の5名の方々です。

[税務署長表彰状]



株式会社 金子商店

金子仙太郎 殿(厚生委員長)

昭和51年、当会常任理事に就任。以来、会活動に積極的に参画し、会員の税知識の普及に努め、昭和60年、青年部会長。平成元年、会員増強特別委員長を歴任し、現在は厚生委員長として会の指導的立場から、納税道義の高揚に寄与した。

[税務署長表彰状]



八木食品産業 株式会社 八木 要 殿(金森・高ヶ坂地区会長)

昭和60年、当会理事に就任。以来、会員増強運動に積極的に参画し、組織の充実強化に努め、昭和62年、常任理事及び地区会長に就任。地域に密着した活動を通して税知識の普及・向上と納税道義の高揚に寄与した。

[税務署長感謝状]



有限会社 須崎米穀店

須崎 一男 殿(鶴川第3地区会長)

昭和62年、当会理事に就任。以来、会員増強・組織の充実強化に努め、平成元年、常任理事及び地区会長に就任、研修会・懇談会を積極的に開催するなど、会員の税知識の向上と納税道義の高揚に寄与した。

[税務署長感謝状]



有限会社 クローバー

伊田 卓己 殿(研修委員会副委員長)

昭和58年、当会南地区第3支部副支部長に就任。以来、会員増強に積極的に関わり、昭和62年、理事に就任するとともに研修・広報委員として研修会の開催・会報の発行等を通して、税知識の普及と納税道義の高揚に寄与した。

[税務署長感謝状]



株式会社 千葉電設

千葉 平八 殿(小川・つくし野地区会長)

昭和56年、当会南地区幹事に就任。以来、会員増強に積極的に関わり、平成元年、常任理事及び地区会長に就任。地域に密着した活動を通して、税知識の普及と納税道義の高揚に寄与した。

税を知る週間行事

公開講演会

盛大に開催される

去る11月13日、ラポール千寿閣に於いて、税を知る週間の協賛行事として法人会主催の公開講演会が開かれた。講師は、国際ビジネスマンの経歴を持つ評論家新将命氏。「これからの時代の経営」について体験を踏えた含萬ある講演をいただいた。また当日は講演会に先だち会活動に功績のあった会員18名に石井会長より感謝状と記念品が贈られた。毎年開かれる公開講演会だが、年々参加者も増加し、当日は約300名の参加をみた。



講師新将命氏の熱のこもった講演。



開演に先だち、町田税務署長、
臼井清様よりご挨拶をいただいた。



石井会長より感謝状と記念品が贈呈された。



会場ラポール千寿閣の受付風景。



当日の参加者は約300名。

法人税問答シリーズ

会社に無利息融資をした 場合、利息相当分の益金 が発生するか？



社長「私の長年の夢であった社員用別荘建設も、ようやく軌道に乗ってきたと思っていたら、頼みの銀行からはなかなかいい返事がもらえなくてまいったよ。」

経理部長「困りましたね。別荘の話は、みんな楽しみにしておりますし、それが励みになって例のプロジェクトも大成功したようなものですし・・・。」

社長「そうか。そうだな。よし、この際私の預金を会社に貸し付けることにしようか。」

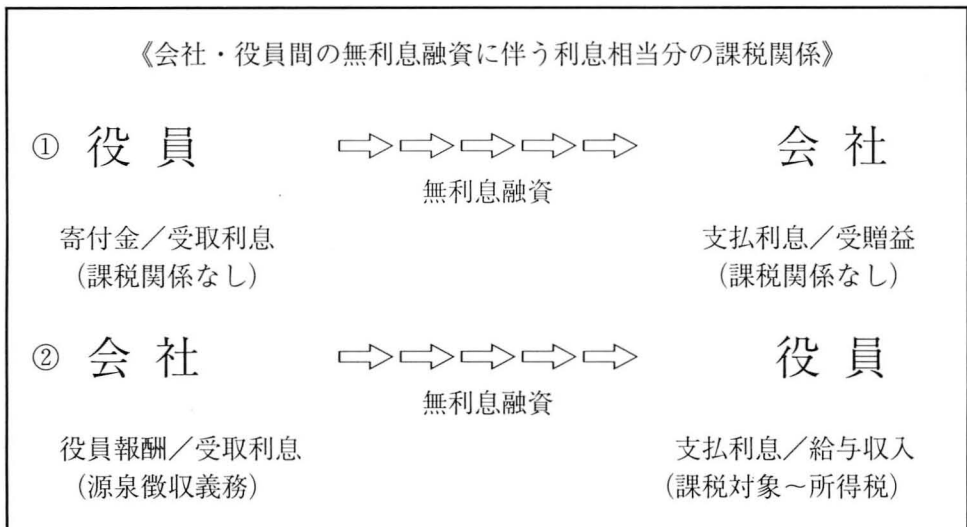
部長「社長、ご英断でございます。」

社長「ご英断はいいが、自分の会社から利息をとるわけにもいかないし、かといって、無利息というとすぐ思い当たるのが税金のことだが・・・。」

部長「そのことならご安心下さい。まず、会社については、無利息で借りたとなりますと利息相当分の利益を受けたことは間違いないのですが、本来なら費用で落とせる支払利息も計上しないわけですから、利益の方だけ取り出して課税されることはありません。」

社長「そうはいつでも私には税金がかかるだろう。」

部長「その点についても大丈夫です。会社と役員の金銭貸借にかかわる税務上の取扱いはこのようになりますので御覧ください。」



社長「なるほど。私が受けるべき利息相当分は、会社に対する寄付となるわけだね。」

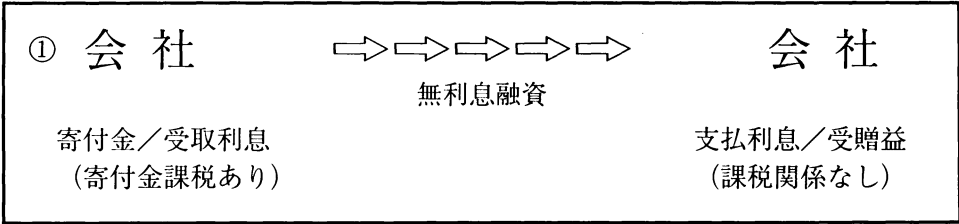
部長「そうです。そして、この寄付は所得税法上の寄付金控除の対象にならないだけで、何の課税関係も生じないわけです。」

社長「ついでに聞いておくが、うちの関係会社の資金繰りがうまくいっていないのは君も知っているね。」

部長「存じております。」

社長「そこで、少し資金援助をしたいと考えているんだが・・・。」

部長「わが社が無利息で資金を提供するとなると税金の問題が生じますよ。」



社長「わが社から子会社に対する寄付になるわけだね。」

部長「そうです。ただ、個人が貸し付けた場合と異なり法人税法では寄付金の損金不算入の規定の適用を受けることになりますね。」

社長「なるほど。やはり無利息というわけにはいかないようだね。ところで、どの程度利息をとれば税務上問題にならないものなのかな。」

部長「わが社の平均的な資金調達金利が市中金利程度で十分ではないかと思います。ちなみに商事法定利率は年6%となっておりますが・・・。」

社長「少し奮起してもらうためにもその程度の利息はやむを得ないだろうな。」

- ◇◇ 一口メモ ◇◇
- ◎ 利息の免除に限らず、地代や家賃の免除など経済的利益の供与は、収益を認識したうえ寄付金として認定されることになります。
 - ◎ 会社がその子会社等に対して、無利息融資あるいは低い利率で貸し付けた場合でも、業績不振の子会社等の倒産を防止するために緊急に行う資金の貸付で、合理的な再建計画に基づくものなど相当な理由があると認められるときは、正常な取引条件に従って行われたものとして、寄付金とはしないこととしています。
 - ◎ 個人が行った無利息貸付については、通常、課税関係は生じません。しかし、融資資金の出所が明らかでない金銭の貸付となると、税務調査でトラブルのおこるケースが少なくありませんので、資金の出所だけは明確にしておきたいものです。
 - ◎ 役員が会社から無利息で借入をした場合、利息相当額は報酬として源泉所得税が徴収されます。

《平成 4 年度税制改正法案の概要》

「租税特別措置法の一部を改正する法律案」及び「法人特別税法案」が平成 4 年 2 月 5 日付で国会に提出されました!!

1. 一般土地譲渡益重課制度の適用除外規定の創設

◇◇ 改正案の概要 ◇◇

法人が、平成 4 年 1 月 1 日から平成 8 年 3 月 31 日までの間にその有する土地等（棚卸資産に該当するものを除きます）を譲渡した場合において、その土地等の譲渡が国等に対する土地等の譲渡、優良住宅地の造成等のための土地等の譲渡等に該当することについて証明がされたときは、その土地等の譲渡について一般土地譲渡益重課制度は適用しません。

◇◇ 解 説 ◇◇

改正法案によれば、今回新設される一般土地譲渡益重課制度の適用除外に関する規定は平成 4 年 1 月 1 日以後の土地の譲渡から適用されます。

このため、法律の施行日前に事業年度が終了する法人については、平成 4 年 6 月 1 日までに税務署長に適用除外に係る証明書を提出して更正の請求をすることなどにより、適用除外を受けることができます。

2. 欠損金の繰戻しによる還付の不適用

◇◇ 改正案の概要 ◇◇

法人の欠損繰戻しによる還付制度について、解散等の場合を除き、2 年間その適用を停止します。

なお、この規定は法人の平成 4 年 4 月 1 日以後終了する事業年度について適用します。

3. 法人特別税法案

◇◇ 法律案の概要 ◇◇

- ① 納税義務者・・・法人税が課されるすべての法人
- ② 課税標準・・・各事業年度の基準法人税額のうち年 400 万円相当額を越える部分
- ③ 税率・・・2.5%
- ④ 適用期間・・・2 年間（平成 4 年 4 月 1 日から平成 6 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度）
- ㊤ 基本的な仕組みは、法人臨時特別税と同様です。

料理講習会と税務研修会の報告

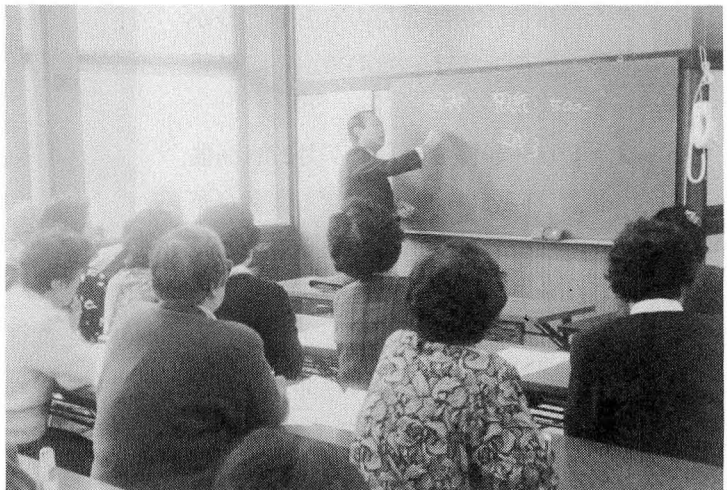
婦人部会会計監査 松 山 節 子

10月25日午前10時より田辺料理学園で料理講習会と税務研修会を致しました。秋雨前線の為どしゃぶりの中欠席者も多く、25名の出席者で約30分先生より料理内容の説明を受け実習に入りました。

今回はホームパーティー等、家庭で大勢の集まりなどに応用できる様、和風中華料理です。ここでの講習会も10回と回を重ね、季節感の出し方、具に対する注意、栄養のバランス等親切な御指導を沢山いただきました。

試食には、署長、副署長、第5統括官、上席指導官、鈴木副会長がお忙しい中出席され御試食していただきました。

午後1時から資産税担当第5統括官より、



土地税、贈与税等に付いてわかりやすく説明を頂き、署長より自主申告納税制度に対する心得を種々な経験談を交えてお話し頂きました。

活発な質問も数多く、会員の皆様のお蔭をもちましてとても有意義な研修会になりました。

見学研修会に参加して

婦人部会部会員 堀 内 判 子

9月18日、葛西臨海水族館とガスの科学館の見学は初めてなので楽しみにしてまいりました。まず水族館の規模の大きさに驚ろき、沢山の鮪が集団で同じ方向に泳いでいるのは見事でした。次にガスの科学館へまいりました。ガスが出来る段階を模型で示してあったり、科学に弱い私でも楽しく見学いたしました。気球がガスで上昇するのも見ました。このガスは天然ガスを圧縮して液体にして旧ソ

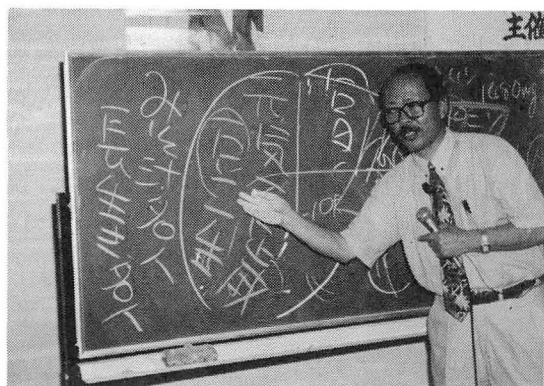
連から日本に運んで来て、それを気体にしガスとして使用するのだそうです。本当に勉強になり、今はいろいろガスの恩恵を受けていることを再認識しました。

今回は35名の参加で、署からは副署長、統括官の御参加をいただき、バスの中では統括官より領収書について御注意をいただきました。

素晴らしいプランに参加出来て幸せでした。

副部会長 荒江秀敏

食文化史研究家の永山久夫先生を町田市民
ホールに迎えて、会員、一般を含む102名参加



永山先生の講演。足下はチョークの粉で一杯。



ファミリー研修会にて、写真の荒江副部長と愛娘のみどりちゃん。

第2回目は11月に「租税制度の国際比較」をテーマに臼井町田税務署長の講話を頂き、また「商法改正による増資の具体的方法」は、野村上席指導官より説明していただきました。

講師各位からは、大変有意義なお話を聞くことが出来ました。

(6) 見学研修会 平成4年2月14日実施

今年度最後の事業になります見学研修会は、一路横浜へ進路をとり、日清製油工場・麒麟ビール工場（麒麟ピア・ビレッジ）・マリタイムミュージアムで日本丸の見学をし、中華街での昼食、マイカル本牧の散策と丸一日楽しんで来ました。

以上これらの事業活動をしてまいりました

が、今後も三橋部会長以下、充実した活動を行いますので、会員の皆様にはご協力等宜しくお願いいたします。



見学研修会に参加された方々。日本丸の前にて

部会だより

源泉部会

研修会及び説明会の報告

[年末調整等事務説明会]

源泉部会では、去る11月19日より同28日にかけて、市内5ヶ所に会場をお借りして年末調整等事務説明会を開催致しました。

この研修事業は町田税務署、町田市役所、法人会（源泉部会）の3者協賛で、毎年開催され多くの参加者を集めています。今回は11月25日の健康福祉会館で、180名の方が会場に足を運ばれるなど延べ480名の方々が参加されました。

各会場では、町田税務署法人課税第1部門小林統括官が冒頭の挨拶をされ、支払い報告書関係を町田市役所の市民税課に、その他年末調整事務などの説明を町田税務署の担当係り官に説明していただきました。

[源泉税務研修会]

平成4年1月29日、八千代銀行町田支店に於いて源泉税務研修会を開催致しました。

テーマは、部会役員会にて検討し、「福利厚生にからむ源泉の諸問題」を選びました。

研修は、小林統括官、野村上席指導官、源泉担当の平野調査官が、当日参加した方々25名を6つのグループに分け、次の具体的な項

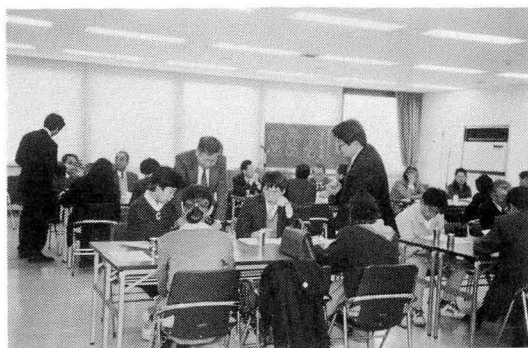
源泉部会長 林 明 宏

目について討議して頂き、そこから出てきた意見・質問等に応答すると云う形で、各テーマの解説や指導、また課税扱いにならないための注意点を親切に説明していただきました。

会場は活気にあふれ、参加された会員には好評な研修会となりました。

－研修項目－

- ① 社員の食事代の補助について
- ② 使用人に対しての借上社宅の賃借料
- ③ 永年勤続者に支給する旅行クーポン券
- ④ 創業記念等の記念品の処分見込み価格
- ⑤ レクリエーションの一環としての社員旅行（海外）を行った場合
- ⑥ 運転免許取得費用の会社負担



源泉部会の税務研修会は、質疑も充実。

平成3年度の地区会事業報告

平成3年度の地区別研修事業は、去る平成3年9月24日に開催された成瀬地区会の税務研修会を皮切りに、各地区又はブロックで開催されました。今年度も研修会や各地区独特の講演会等を2度実施する地区もあり活発な事業活動となりました。

そして、成瀬地区会の地区会長木目田元氏より事業報告を頂きましたのでそれ等を中心に各地区会の事業をまとめてみました。

《成瀬地区会の研修会報告》

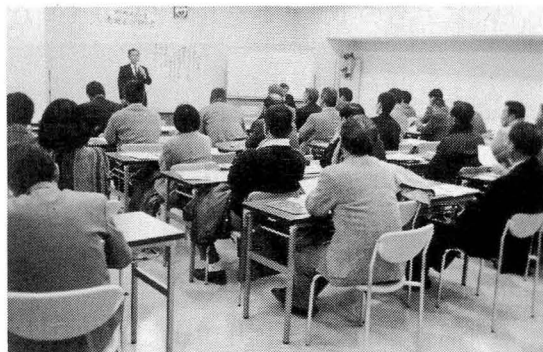
9月の雨の中、30名の会員の皆様にお集まり頂き、24日午後7時より地区別研修会を実施いたしました。

町田税務署法人課税第1部門の小林統括官にご挨拶を頂いた後、野村上席指導官による「商法改正に伴う増資の具体的方法」「改正消費税について」の2項目を判り易く説明して頂きました。

《南地区合同研修会報告》

去る2月14日、南地区合同の研修会を協和埼玉銀行成瀬支店の3階会議室を会場として開催致しました。(参加者47名)

当日はお忙しいなか、町田税務署の石井副署長のご出席を頂き、親しくご挨拶をして頂きました。講師には小林統括官にお願い致し、“税務雑感「法人税調査の実態」”のテーマで



南地区合同の研修会では47名の方が参加。

約1時間ご講演を頂きました。具体的なお話が多く、出席者の皆さん熱心に聞いておられました。質疑の時間では、いくつかの質問が出ましたが、小林統括官の明快な応答に皆さん納得しておりました。

研修会終了後、その場にて懇親会を開きました。缶ビールや缶ジュースを飲みながら会員相互の交流と親睦を深めました。なかなか話が尽きないようでしたが会場の都合もあり、8時30分過ぎに終了。有意義な研修会でした。

《成瀬地区会ボーリング親睦会報告》

成瀬地区会では、昨年9月に行いました地区会アンケートの結果から会員相互の交流・親睦が図れればと、初めてボーリング親睦会を実施致しました。場所は町田ボーリングセンターで2月18日午後7時より、参加37名の皆様にお集まり頂きました。

当日は石井会長にご出席頂き、開会のご挨拶をお願い致しました。町田税務署からは、小林統括官をはじめ5名の方にご参加頂きま



法人税調査の実態は各地区で好評だった。

した。親睦会には会員の方、社員の方、ご家族の方が参加。平均年令も若く、いつもと違った雰囲気の中で和気あいあいと行いました。1位は第2支部の松見（株松見商事）さんが入賞されました。石井会長はじめ、多くの企業より頂いた沢山の賞品を小林統括官より参加者全員にお渡ししました。

楽しい親睦会でしたので、来年度もぜひ実施して欲しいとの声が多く聞かれました。

賞品提供にご協力頂きました各社に対し厚く御礼申し上げます。

報告 成瀬地区会長 木目田 元
《バレンタインに、研修会がもうひとつ！》

町田北地区（森野、中町・旭町、学園・大谷、本町田地区会）では、2月14日、町田市民ホール第4会議室に於いて、合同研修会を実施しました。テーマ「税務雑感」法人税調査の実態では72名の地区会員が参加しました。

《講演会が好評。忠生・山崎、木曽地区会》

忠生・山崎、木曽地区会では、10月4日東京トロン保健センターに於いて合同研修会を実施しました。

講演テーマは、「中小企業の経営管理」「消費税改正のポイント」で地区会員50余名が参加しました。

更に2月26日には、（株）町田中央建設の3階会議室に於いて麻薬・覚せい剤についての講演を警視庁防犯部管理官・警視庁警視二宮正明氏をお迎えして実施しました。



手前2レーンに野村上席の姿…。(成瀬地区)

《独自の特色で研修事業を2度実施》

忠生西地区での研修会では、11月20日忠生市民センターに於いて、消費税改正のポイントと中小企業診断士の田中満氏をお迎えして「人手不足時代を生き抜く中小企業」をテーマに実施。参加者約50名の方が集まりました。

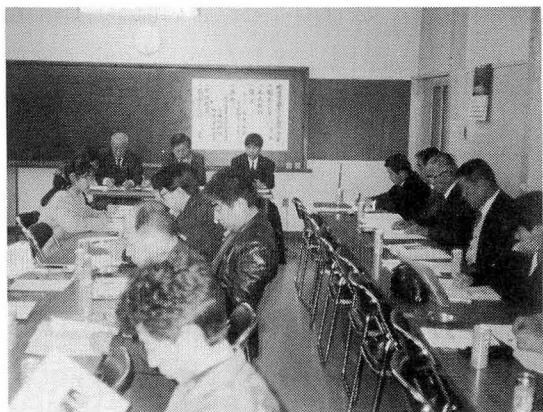
また、3月18日には、東京トロン保健センターに於いて小林統括官、野村上席指導官を講師に「法人税調査の実態」を実施しました。

《小林統括官の「税務雑感」は好評で…》

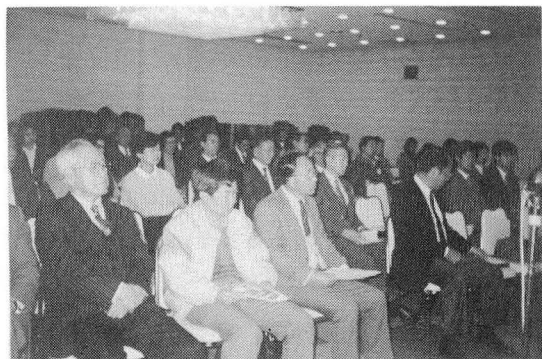
堺地区研修会では、2月21日小山センター会議室に於いて「税務雑感」法人税調査の実態をテーマに実施しました。当日は、28名の方々が参加しました。

《全ての地区会で研修が開催されています。》

3月3日には、八千代銀行町田支店に於いて、原町田地区合同で研修会を実施。翌4日には、同銀行の鶴川支店で、鶴川地区合同の研修会が実施されました。



堺地区の研修会風景。小山センターにて。



北地区合同の研修会。町田市民ホールにて。

厚生委員会 より お知らせ

法人会経営者大型保障制度の支払事例

厚生委員長 金子 仙太郎

法人会で推進している「経営者大型保障制度」について、どのような場合に保険金が支払われるのか、具体的な事例でご説明いたします。

A 電機工業株式会社

代表取締役社長 D氏の場合

法人会の総会で、「経営者大型保障制度」の説明を受け、この制度に加入したわずか1年後に、私は大きな交通事故に遭遇し、はかrazも入院生活を送ることになりました。

その当時私は、自分の家の新築を手がけており、また会社の方も事業拡張の折りととてもベッドに身を横たえておられる状態ではありませんでした。途方にくれていた矢先、先に契約した大同生命のNさんが、見舞いに来て下さり、この人の親切丁寧なアドバイスにより、入院費、看護料等この制度にしかない給付を受け、安心して療養生活を送ることができました。「地獄で仏」のことわざのごとく、あのとき程保険のありがたさを身にしみて味わったことはありません。一時は新築途中の家屋のこと、会社のこと、目の前が真暗になる程つらい思いもしましたが、このどん底の苦しみから私を救ってくれたのが、この制度なのです。

中小企業の経営者が事故に倒れた場合、何よりも心配なのが資金面ですが、私の場合、この制度に加入していたおかげで、全くその心配がありませんでした。保険という言葉



ため、ひいては家族と会社のためにぜひ必要な制度だと思い加入しましたが、今さらながらその保障内容の良さを再認識した次第です。(D氏は1億円コースにご加入されていました)

通院保障の支払事例

【屋外での事故】

車のトランクに頭を打つ。

逆風でコンクリートの粉が目にはさる。

自動車のドアに指をはさまれた。

頭部を蜂にさされた。

犬に片足をかまれた。

【日常生活での事故】

階段を踏み外し左足首捻挫。

熱湯が左手にかかり火傷。

戸に手をはさみ右中指挫傷。

転倒の際メガネのレンズで眼を切る。

布団につまづき転倒、骨折。

【スポーツ中の事故】

ジョギング中窪みに足を突込み右足捻挫。

ゴルフ練習中クラブを振上げ右肩部捻挫。

スキーの板が膝に当たり左膝部捻挫。

ラケットが右目に当たり角膜裂傷。

キャッチボール中金網にぶつかり耳目損傷。

※くわしくは、事務局までお問合わせ下さい。
御案内申し上げます。

我が地区会……………小川・つくし野地区会

地区会長 千 葉 平 八

我が地区は、小川、つくし野、南つくし野の3地区、会員数222社で構成されています。

昭和42年に「小川第1土地区画整理事業」で、全国から頂いた多数の応募の中から「つくし野」の地名が選ばれ田園都市に造成されました。

その後、基盤事業として田園都市線が開通。都心と直接結ばれる事となり、めざましい発展の一途にあります。商工業者も増加の兆しが見えて、新しい町としての課題もあります。

今後の対策として地区会と未加入法人との相互理解をはかり、会員増強により一層の努力を重ねる所存です。普及の道は厳しいながらも、地区会役員一同躍進する覚悟です。



つくし野駅には岡本太郎画伯のモザイク壁画「つくし」が地域のシンボルとして市民に親しまれています。

我が地区会……………相原地区会

地区会長 田 中 栄

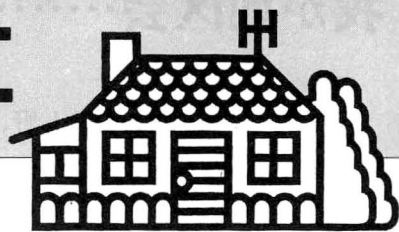


私達の相原地区は、町田街道に沿って、昔集落が自然発生し村となり、やがてそれが繋がって町を形成し現在に至っている。“うなぎの寝床”と言った人もいます。まだまだ昔の思影が色濃く残る。ほのぼのとした、住み良い街である。一昨年JR相原駅を中心とした、都市計画が町田市より発表され、遅まきながら基盤整備が、なされようとしています。街の容相もここに来て変わってくるのではないのでしょうか。こうした街も法人数は若干ながら増加しつつあり、今後の会の活動は、以前にも増して活発化させないといけません。新規事業者、未加入法人に会のPRをし、関心を持って頂き、参画し易いように役員一同が協力し盛り上げなければ

地域に密着した親しみのある会を目指す事は出来ません。課題は、たくさんありますが、基本の会員お互いの交流と融和、そして信頼の中に法人会活動が在る様、活性化を図り一人でも多くの「よき経営者」が有る様、会運営に努力致します。



借地借家法の成立



貸主、借主の様々な 需要にこたえるために

〈法務省〉

1 はじめに

土地や建物の貸し借りをめぐる法律関係を定めた「借地法」「借家法」を改めた上で、これらを一本化した新しい法律を制定するという「借地借家法」が、平成3年9月30日、第121回国会で成立しました。

この「借地借家法」は、同時に成立した「民事調停法の一部を改正する法律」とともに10月4日に公布されました。その施行は、公布の日から1年の範囲内で別に定める日とされており、今後、決められることとなっています。

2 今回の改正の趣旨

これまでの「借地法」「借家法」は、土地や建物の借主の権利を保護するために大正10年に制定されたものです。しかし、その後昭和16年に、貸主が契約の更新を拒むには「正当の事由」（通常、「正当事由」と呼ばれています）がなければならないというように、借主の立場を強化する改正がされて以来、基本的な改正がありませんでした。

このような仕組みのもとで、土地や建物の貸し借りが円滑にいかなくなるようになってきました。制度があまりに画一的・硬直的であるため、所有者の側に「いったん貸すとなかなか返ってこない」というようなためらいがあったり、借地をするには、利用の形態のいかんを問わず、高額の権利金を支払わなければならない条件で借りざるを得ないという地域が増えてくるという事情もできています。

そこで、新しい法律では、これまでの法律の「借

主の権利を保護する」という本質はそのまま受け継いで、通常の借地・借家契約をする場合には、借地・借家関係が長く続くことを基本的にはこれまでの法律と同様に保障するとともに、貸す人と借りる人の双方がこれまでの法律では認められなかった「更新がない」契約を望むのであれば、新たにそのような契約をすることもできることとして、それらの需要にこたえることができるようにしています。

3 現在土地や建物を借りている人の立場

今回の改正の大きな特色は、現在土地や建物を借りている人の立場に影響を与えないようにされている点です。

新しい法律でも、借主の権利は、十分保護されていますが、現在土地や建物を借りている人の権利を保護し、いたずらに不安を抱かせないようにするため、現在ある契約を含め、新しい法律が施行される前にされた借地・借家契約関係には、新しい法律の契約更新や借地権の更新後の期間に関する規定が一切適用されないことを法律の規定の上で明確にしています。ですから、このような契約は、これまでの法律によって更新されることになるのです。

現在ある契約には、新しい法律が施行された後に何回更新がされても、また、相続や譲渡によって借主や貸主が替わっても、新しい法律が適用されることはなく、これまでの法律が適用されることとなります。

4 今回の改正のあらまし

(1) 借地権の期間の変更

法律が施行された後にされる借地契約については、次のように借地権の期間が変わります〔表―1〕。

(2) 「正当事由」の有無の判断基準

すでに説明したように、これまでの法律では、貸

主が契約の更新を拒むには、「正当事由」があることが必要とされています。新しい法律でも、通常の借地・借家契約をする場合には、このことには全く変わりはありません。それではどのような場合に、この「正当事由」があると認められるのでしょうか。これまでの法律では、そのことが法律の規定では明らかではありませんでした。

新しい法律では、この「正当事由」の有無が、どのような事情を考慮して判断されるかを法律の条文の上で明らかにしています。

具体的には、まず、「貸主と借主がその土地や建物をどういった事情で使う必要があるのか」が考慮され、そのほかに「借地や借家に関するこれまでの経緯」「土地や建物がどのように利用されているか」「建物の現在の状況はどうなっているか（借家の場合）」「貸主からの立退料等の申出」も考慮されることが明らかにされています。これらのなかでは、「貸主と借主がその土地や建物をどういった事情で使う必要があるのか」が主たる要素であり、これに比べると他の要素が考慮される程度は低くなります。貸主からの立退料等の申出についても、それがあろうというだけでは正当事由があると認める理由にはならないのです。

(3) 定期借地権制度

法律が施行された後は、一定の範囲で、更新がなくあらかじめ契約で定めた期間で必ず契約が終了するという「定期借地権」の契約をすることができるようになります。

この定期借地権には、3つの類型があり、それぞれの定期借地権にするためには、〔表一2〕のような要件が定められています。

(4) 地代・家賃の変更に係る紛争解決手続の変更

地代・家賃の値上げや値下げをめぐる紛争を解決する際の手続が変わります。

今回の改正では、調停制度を積極的に活用することとしました。

調停というのは、裁判所の調停委員会の関与の下で当事者が話し合って紛争を解決するという制度です。調停委員会には、賃料の問題に詳しい調停委員が加わりますので、迅速かつ適正に紛争の解決が図られます。

改正点としては、第一に、賃料の値上げや値下げ

〔表一1〕借地権の期間変更表

これまでの法律		新しい法律
鉄筋コンクリート造等の建物を建てる場合	木造等の建物を建てる場合	建物の種類を問わず、一律に
当初の契約期間は、30年以上	当初の契約期間は、20年以上	当初の契約期間は、30年以上
更新後の期間は、原則30年	更新後の期間は、原則20年	更新後の期間は、最初の更新後が原則20年。その後は、原則10年。

〔表一2〕定期借地権三類型

	一般定期借地権	建物譲渡特約付借地権	事業用借地権
期間	50年以上	30年以上	10年以上20年以下
目的	制限なし	制限なし	事業用に借りる場合に限る。
手続	更新されない旨の特約を公正証書等の書面でする。	あらかじめ30年経過後に建物を貸主が譲り受ける旨の特約をする。	公正証書*で設定契約をする。

※公正証書とは、公証人役場でつくられる証書のこと。

について裁判を起す前には、調停を申し立てなければならぬこととされました。また、調停手続の中で、双方が歩みよってもどうしても合意には至らず、当事者双方が調停委員会に解決を委ねたいという場合もあります。このような場合を想定して、当事者が調停申立て後に書面で「調停委員会の定める解決案に従う」という合意をしたときは、調停委員会は、適切な額を決定して、これにより紛争を解決するという制度が導入されました。

(5) その他の改正点

このほかに、今回の改正では、次のような手当てがされています。

- ① 土地所有者が借地権付マンションを建ててそれを分譲する手続を簡便にすること
- ② 借地上的建物が火災等でなくなってしまった場合に、建物を再び建ててその登記をする前に土地が売られてしまっても、借主の権利が保護されるようにすること

(「時の動き」平成3.11.15より)

短歌 俳句欄

(有)なるとや 友野 可保

掌に載せし蛙おどおど眼をひらく

「もう春ですよ」と土に下せり

吾が歳月ここに集めし店なりと

しみじみとして心足らへり

(有)カサイ印刷 笠井 康代

万両の実をついばみしひよ鳥が

垣根にとまり家裡見ており

(株)ティエスグループ 鈴木美南子

幾度か手にとりながむうれしくて

友のまごころ手作りふくさ

からおけの歌声にのり友は舞う

天女の如く衣なびかせて

俳句

(株)アーメスト 東福寺良子

幼名を呼びて手渡すお年玉

健やかにおせちを囲む朝の膳

(株)宝永堂 三橋 国民

縄文のビーナス赫き寒の中

(信州に旅し棚畑出土、重文指定の女性土偶をみる)

冬ざれの古きクルスに旅了る

(北欧コペンハーゲン国立博にて)

(有)アローエンタープライズ 矢沢 武

初釜や白滋茶碗に清し

左義長の消えて星座のとのへり

羽根の子は夕日惜みて戻りけり

(株)岩澤商会 岩澤 正義

雪を来て子連れ雀のかしましや

またひとつ湯タンポ売れる寒の入り

(株)三興 渋谷 清

巨櫓こぬれ揺らせて積もらぬ雪

霜風ぎのあかつきの彩たちのぼる

(有)日経コンサルタント事務所 丸山 藤夫

高峰の富士真白きぞ初日かな

北国や店に山盛る毛がに売り

(株)町田電子計算センター 土方いよ子

言い交す同じ挨拶新年会

子連れて行きかう人やどんどの火

(株)昌電舎 佐瀬さち子

振り袖の緋を翻えし成人日

雪が舞う生きとし生きて逆はず

(株)千石屋 高橋 初枝

家々の屋根くつきりと冬の夕焼

大根が背のびしている霜柱

(株)堤ビル 堤 敏子

ためらいをふり切ってゆく冬帽子

憶ひ出となる人ふえし寒の雨

事務局 だより

新春の候。会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また常日頃は、会運営に格別のご協力を賜り心からお礼を申し上げます。

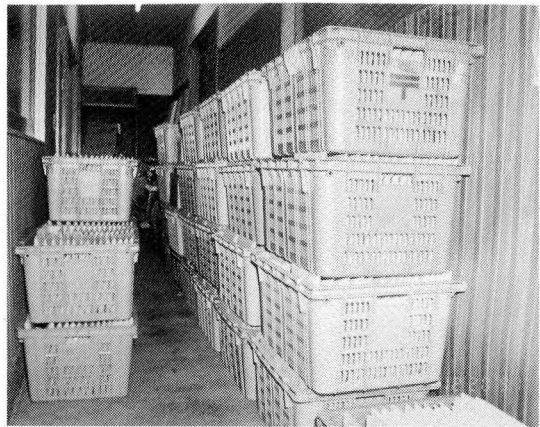
本日、会報第38号をお届けし、この誌面をお借りして、事務局から近況をご報告します。

年末・年始には、会員名簿と会報の発行作業がギリギリまで行われ、例年以上の忙しさがありました。実際、4千件にのぼる小包みの発送は大変なもので、ここでも各保険会社より人材面でのご協力を頂きました。年明けには、各団体による新年賀詞交歓会が恒例のとおり開催されました。

2月には地区会で研修事業が実施され、また委員会でも各々、来年度事業の立案・検討が行われている最中です。特に研修委員会では、全法連が提唱する「研修参加者倍增運動」

について、4千社の会員が少なくとも1年に1度は種々の事業活動に参加して頂ける様に具体的な計画が提案されつつあります。

来る平成4年度も今年度以上の事業の活性化・充実化が図れるものと思いますので、会員各位には宜しく願います。



12月の末に発送した会員名簿。

〈法人会会員シールをご利用下さい〉

計	36				0 0 0	06の43.3%相当額
所	37				0 0 0	法人税額計 06+09+40+41
控	43					中間配当の金額
除	44					利益の配当(剰余金の分配)の金額 (中間配当の金額と異なり)
税	45					利益又は剰余金配分 による賞与の額
額	46					昭和年
の	47					昭和年
計						昭和年
算						昭和年
旧納税地及び 旧法人名等						

(社)町田法人会会員

会報の裏表紙に掲載されている「(社)町田法人会会員」シールをご存じですか？ 切りとって図のように、申告書の所定の場合にお貼りください。

社 団 法 人 町田法人会会報 第38号

発 行 年 月 日 平成4年3月1日

発 行 所 社団法人 町田法人会

東京都町田市原町田3丁目4番4号

TEL 0427 (26) 2453 FAX 0427 (24) 5853

発行人 社団法人 町田法人会会長 三 橋 忠 正

編集人 社団法人 町田法人会 広報委員会

時代のニーズにお応えして、
経営者の方々に安心をお届けいたします。

ガンバリ続ける経営者の意欲と行動力をバックアップします。

企業保障プラン^もタイプ

法人会の経営者大型総合保障制度

企業保障プラン・総合型^しは、
ガンバリ続ける経営者の意欲と行動力をバックアップします。



平均寿命を超えた長期保障

- 最高85歳までの長期保障、保険料は一定。
- 新規加入は74歳まで。

ワイドに充実した保障内容

- 入院は5日以上から保障。
- 手術、看護、入院・通院の治療にも安心。

大きな安心で応援します

- 最高3億円の大型保障。
- 海外での事故・病気も保障。
- 退職金、功労金などの財源確保。

中途でおやめになる場合でも、定期保険の解約払戻金
および積立配当金を受けとることができます。



引受会社

大同生命

AIU 保険会社

町田営業所／町田市中町 2-2-5
TEL 0427-22-5756

八王子支店／八王子市 東町 7-3
TEL 0426-44-3151